

ローンカード会員規約

第1条（会員）

会員とは、ローンカード会員規約（以下「本規約」といいます。）を承認のうえ、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）に入会申込みをされ、当社が入会を承諾した方をいいます。

第2条（カードの貸与・有効期限）

（1）当社は、会員にローンカード（以下「カード」といいます。）を発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。

（2）会員は、カードの貸与を受けた後、直ちにカードの署名欄に自署するものとし、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管するものとしします。

（3）カードは、カード署名欄に自署した会員本人に限り利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することはできないものとしします。

（4）カードの有効期限はカードに表示し、有効期限満了後において当社が引続き会員として適当と認めるときは、当社所定の時期に更新するものとしします。

（5）会員が前（2）（3）に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員はその利用代金について全ての責任を負うものとしします。

第3条（暗証番号）

（1）会員は、暗証番号の届出を行う場合には、生年月日や自宅電話番号等他人が容易に推測可能な番号の使用を避けるものとしします。

（2）会員は、会員が暗証番号を当社へ届出していない場合、または、当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が暗証番号を設定または変更することをあらかじめ承諾するものとしします。

（3）会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。当社に届出た暗証番号を使用してカードが利用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があってもその利用代金はすべて会員の負担となるものとしします。

（4）会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申出ることができるものとしします。

第4条（カードの利用可能枠）

（1）当社は、カードの利用可能枠を審査のうえ決定し、定めるものとしします。

（2）会員が当社から複数枚のカード（クレジットカードを含みます。以下本項において同じ。）の貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠（クレジットカードの場合は、カードキャッシング利用可能枠）は、原則としてカードごとに定められた

利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。

(3) 本条に定めるカードの利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示する方法等により通知するものとします。

(4) 会員は、当社が認めた場合を除き、カードの利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。なお、当社の承認なくカードの利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額を速やかに一括して支払うものとします。

(5) 当社は、次のいずれかに該当した場合は、カードの利用可能枠を減額できるものとします。

① 会員が、関係法令または当社が属する業界団体等の自主規制（以下「関係法令等」といいます。）に基づき当社が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。

② 会員の借入残高が、関係法令等に定められた上限を超過する場合。

③ その他当社が必要と認めた場合。

(6) 当社が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。

第5条（カードキャッシングの利用方法）

(1) 会員は、次のいずれかの方法により、当社から金銭を借入れすること（以下「カードキャッシング」といいます。）ができるものとします。なお、カードキャッシングによる融資金は1万円単位とします。

① 会員が、カードを利用して、当社所定のキャッシュディスペンサー（現金自動貸付機）または当社と提携した金融機関のATM（現金自動預払機）を利用する方法。

② 会員が、当社の指定する窓口で電話で申込む方法。

③ その他当社の指定する方法。

(2) (1) ②③の場合において、当社が振込にて融資を行う場合は、第8条に定める会員の指定口座に振込むものとします。

(3) 会員は、キャッシング利用可能枠の範囲内で繰り返しカードキャッシングをすることが出来るものとします。なお、新規のカードキャッシングまたは返済により返済の期間・回数・総支払額は変動します。

第6条（借入利率および利率の変更）

(1) 当社は、借入利率を決定し、会員に対して遅滞なく通知するものとします。

(2) 当社は、金融情勢等の変動により利率を改定することがあります。変更後の利率は、当社所定の方法により通知します。

なお、利率の変更前のカードキャッシングに係る借入残高については、当該カードキャッシ

ングの時点に適用された利率がそのまま適用され、変更後の利率は適用されません。

第7条（取引内容に係る書面の交付）

（1） 会員がカードキャッシングをした場合、貸金業法第17条第1項に基づき、カードキャッシングの都度、当該カードキャッシングの内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項書面」といいます。）を交付し、会員の届出住所へ郵送します。なお、貸金業法第17条第1項書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日および返済金額は、書面交付後に会員が新規のカードキャッシングまたは返済をした場合は、当然に変動します。

（2） 会員は、当社が次の各号に従い、一定期間における貸付と返済の内容その他の取引の状況を記載した書面（以下「マンスリーステートメント」といいます。）を交付することを承諾するものとします。なお、マンスリーステートメントについては、次の各号のいずれかのみを実施することがあります。

- ① 貸金業法第17条第1項書面に代えて、貸金業法第17条第6項に基づき交付する書面
- ② 貸金業法第18条第1項に基づき交付する書面に代えて、貸金業法第18条第3項に基づき交付する書面

（3） 会員は、会員の求めた場合であって、会員と当社との間で必要な手続きが完了している場合には、当社が次の各号の書類を電磁的方法により交付することを承諾するものとします。

- ① 貸金業法第17条第1項書面
- ② 貸金業法第18条第1項に基づき交付する書面
- ③ マンスリーステートメント

（4） （2）（3）については、当社において取扱可能となったときに、実施時期等の必要事項を会員に対して通知し、あるいは公表します。

第8条（返済方法）

（1） 会員は、カードキャッシングの融資金および利息（以下「カードキャッシングの返済金」といいます。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カードキャッシングによる返済金等」といいます。）について、毎月末日を締切日として翌月27日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。）に、会員があらかじめ届出た当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により返済するものとします。

（2） 会員は、返済を遅滞した場合、あらかじめ当社が返済方法として認めた場合または口座振替の手続きが不備となった場合は、カードキャッシングによる返済金等を当社の指定する口座への振込み、コンビニエンスストアでの返済等、当社が指定した返済方法により返済することができるものとします。なお、コンビニエンスストアで返済をする場合、コンビニエンスストアが当該カードキャッシングによる返済金等を受領した時点で、当社に対する返済がなされたものとします。

第9条（カードキャッシングの返済金の返済方式と返済額）

（1） カードキャッシングの返済金の返済方式は、一括返済方式および元利定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」といいます。）のうち、会員がカードキャッシングの際に指定した方式とします。

（2） 会員の当社に対するカードキャッシングの返済金の返済額は、次の各号のとおりとします。

① 一括返済方式の場合

締切日の融資残高に利息を加算した金額とします。利息は、融資金に対して、融資日の翌日から約定返済日までの期間に当社所定の利率（1年365日とする日割計算。閏年は366日とする日割計算、以下同じ。）を乗じた額とします。

② リボルビング方式の場合

別表（元利定額リボルビング払いの毎月の返済金）の利用可能枠欄に記載の利用可能枠に応じた約定返済額欄に記載の額（以下「弁済金」といいます。）とし、当月の返済金が弁済金より少額である場合は、当該返済金が当月の弁済金となります。弁済金には利息が含まれません。利息は、前回の約定返済日における融資残高に対して、前回の約定返済日の翌日から今回の約定返済日までの期間に当社所定の利率を乗じた額とします。なお、新規のご利用分については、融資日の翌日から当該ご利用分に係る初回返済日までの期間に当社所定の利率を乗じた額とします。

第10条（期日前返済）

（1） 会員は、融資を受けた際に指定した返済方式による返済期日以前においても、カードキャッシングの返済金の返済（以下「事前返済」といいます。）を行うことができるものとします。

（2） 会員が当社へ事前返済を事前返済日の前日までに申出た場合には、当社は、一括返済方式の場合は融資日の翌日、リボルビング方式の場合は前回の返済日の翌日から事前返済日までの間を借入日数として、日割計算により事前返済に係る利息を算出するものとします。

（3） 当社は、会員が事前返済を行った場合において、当該返済金のうち利息相当分が約定利息額を超えているときは、会員に対し、当社所定の時期に次のいずれかの方法により超過額を返還するものとし、会員は、これを承諾するものとします。

① 会員が返済方法として指定した口座振替の振替口座へ返金して返還する方法。

② 当社が上記①の方法を採りえない場合に、または、超過金が500円以下の場合において、上記①に代えて超過分相当額の郵便小為替等を送付する方法。

③ 事前返済の後においても融資残高がある場合に返済後の元本に充当する方法。

第11条（カードキャッシングによる返済金等の充当順位）

会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、法律で認められる範囲内において当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第12条（遅延損害金）

会員が、カードキャッシングの返済金の返済を遅滞したときは、遅滞した金額に対して返済期日の翌日より返済日に至るまで年率20.00%、また、期限の利益喪失の場合は、未払債務（元金分）に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで年率20.00%を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第13条（期限の利益喪失）

（1） 会員は、次のいずれかに該当したときは、本規約およびその他の当社との契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

- ① カードキャッシングの返済金の返済を1回でも遅滞したとき。（ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。）
- ② 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- ④ 破産、民事再生、特別清算、会社更生もしくはこれらに準ずる申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- ⑤ 当社が第22条（4）の規定により、当社と会員との契約を解除したとき。

（2） 会員が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

- ① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約上の重大な違反となる時。
- ② その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第14条（費用等の負担）

（1） 会員は、口座振替以外の方法でカードキャッシングによる返済金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。

（2） 会員は、カードの利用または、本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとします。

（3） 会員は、印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用、訴訟等の法的措置に要する申立および送達等の費用を、退会後といえども全て負担するものとします。

（4） 会員は、第5条に定めるキャッシュディスペンサー（現金自動貸付機）または金融機関のATM（現金自動預払機）を利用してカードキャッシングをしたとき、またはカード

キャッシングの返済金を返済したときは、当社に対し、当該キャッシュディスプレイまたは金融機関のATM利用に係る当社所定の手数料を支払うものとします。

第15条（公租公課）

会員が第14条（2）により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課（消費税等を含みます。）が変更されたとき（新たに追加され、または廃止される場合を含みます。）は、会員は、変更後の公租公課を負担するものとします。

第16条（利息制限法との関係）

カードキャッシングにおける貸付利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、会員は、超過部分について支払義務を負いません。

第17条（カードの紛失・盗難・偽造）

（1）会員は、カードを紛失し、または盗難その他の不法な行為（以下「カード事故」といいます。）があったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届出るとともに、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。

（2）会員は、当社が求めた場合には、警察署による被害届出証明書等のカード事故に係る資料等を提出し、当該カード事故に関する当社の調査に協力するものとします。

（3）カード事故により、カードを他人に利用された場合の損害については、その損害の全部を会員が負担するものとします。

第18条（カードの再発行）

（1）当社は、カードの紛失、消失、盗難、破損、汚損、不正取得または改変等の理由により会員が希望した場合は、審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、会員は、再発行手数料を支払うものとします。なお、合理的な理由がある場合、当社は、カードを再発行しない場合があります。

（2）当社は、当社におけるカードの管理、保護等業務上必要と判断した場合は、カード番号を変更することができるものとします。

第19条（脱会ならびにカードの利用停止と返却）

（1）会員は、当社に脱会の届出およびカードを返却または切断して破棄することにより、いつでも脱会することができるものとします。この場合、カードキャッシングによる返済金等の未払債務があるときは、当該未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。

（2）当社は、会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することなくカードの利用を停止し、または会員資格を喪失させることができるものとします。

① 第4条（5）①～②または第13条（1）②～④のいずれかに該当したとき。

- ② カードキャッシングによる返済金等の支払い、その他の当社に対する債務の履行を怠ったとき。
- ③ 会員のカードの利用が法令もしくは公序良俗に反している、法令もしくは公序良俗に反する行為にカードが利用されている、またはそれらの疑いがあると当社が判断したとき。
- ④ 第三者による不正利用の疑いがある、カードの利用が不自然である等と当社が判断したとき。
- ⑤ 当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑥ 本規約に違反したとき。
- ⑦ 会員が行方不明または連絡不能となったことを当社が知ったとき。
- ⑧ 個人信用情報機関に登録された会員の個人情報等により、会員の信用状態が悪化し、または悪化するおそれがあると当社が判断したとき。
- ⑨ その他、当社が会員として不適格と判断したとき。

(3) カード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。

第20条（届出事項の変更等）

(1) 会員は、当社に届出した住所・氏名・電話番号・勤務先・職業・指定口座等について変更があった場合には、所定の届出書により、当社所定の方法により、当社に届出するものとします。

(2) 会員は、(1)の住所・氏名の変更の届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または未到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、(1)の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

(3) 会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に定める外国政府等において重要な地位を占める者もしくはその家族に該当することとなった場合または過去に当該外国政府等において重要な地位を占める者であった場合は、その旨を当社に届け出るものとします。

第21条（貸付の契約に係る勧誘）

会員は、当社が会員に対して貸付の契約に係る勧誘を行うことに同意します。なお、会員は、勧誘について承諾しない（勧誘の一部に対する場合を含む。）場合は、当社にその旨を申出るものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

(1) 会員は、会員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、

暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。

- ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑥ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（２） 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

（３） 当社は、会員が（１）もしくは（２）の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。なお、カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードを利用することができないものとします。

（４） 会員が（１）もしくは（２）のいずれかに該当した場合、または（１）もしくは（２）の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、本規約に基づく当社と会員との契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに会員との当該契約を解除することができるものとします。

（５） （４）の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下、これらを「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、（４）の規定の適用により会員に損害等が生じた場合であっても、会員は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。

（６） （４）の規定に基づき当社と会員との契約が解除された場合であっても、会員が当社に対する未払債務を完済するまでは、本規約の関連条項が適用されるものとします。

第 23 条（諸法令等の適用）

- （１） 会員は、犯罪収益移転防止法に基づき、入会にあたり当社に対して、同法で定める

運転免許証・パスポート等の本人確認書類（写しを含みます。）を提示もしくは提出するものとします。また、当社が本人確認（当社と会員との契約締結後の住所確認のためも含みます。）のために住民票を取得することに同意します。なお、会員は、本人確認書類とカード入会申込書等に記載・入力した氏名、生年月日、住所等が相違した場合、当社の求めに応じて追加の書類を提出するものとします。

（２） 会員は、当社がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関係法令等の遵守のため、会員の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

（３） 会員は、（１）の定めに対応できなかった場合、（２）の各種確認や資料の提出の依頼に対する会員の対応、具体的な取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合、または会員が第 20 条（３）に記載の者もしくはその家族に該当すると当社が判断した場合には、当社が入会を拒絶しまたはカードの利用を制限もしくは停止する等の措置をとることを承諾するものとします。

第 24 条（債権譲渡）

会員は、当社が本規約に基づく債権および権利を第三者に担保提供し、または譲渡（信託を含む。）すること、および当社が譲渡した債権等を再び譲受けることを承諾するものとします。

第 25 条（規約の変更）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社ホームページ等で公表するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- ②変更の内容が本規約に係るカードキャッシングの目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし合理的なものであるとき。

第 26 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。

第 27 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地および

当社の本社、各支店、各センター所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別表 (元利定額リボルビング払いの毎月の返済金)

利用可能枠	約定返済額
10万円～50万円	13,000円
51万円～100万円	24,000円
101万円～150万円	29,000円
151万円～200万円	30,000円
201万円～300万円	38,000円
301万円～400万円	42,000円
401万円～500万円	43,000円

【貸金業務に係る指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

<個人情報の取扱いに関する同意条項>

第1条 (個人情報の収集・利用の同意)

(1) ローンカード入会申込者および会員 (以下これらを総称して「会員」といいます。) は、株式会社アプラス (以下「当社」といいます。) がカード契約 (申込みを含む。以下「本契約」といいます。) ならびに今後の取引に係る当社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報 (以下「個人情報」といいます。) を保護措置を講じたうえで収集 (インターネット等からの取得も含む。) し利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報 (取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報および共同利用等により取得した情報を含みます。) を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの (例えば、広告配信や与信判断等) を含みます。

①当社所定の申込書 (電磁的申込書を含む) に会員が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の記号番号、会員の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報、届出電話番号の現在および過去の有効性 (通話可能か否か) に関する情報等の「属性情報」 (本契約締結後に当社が会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む。)

②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、利用可能枠、支払方法、振替口座等の「契約情報」

③本契約に関する利用開始後の残高・月々の返済状況、履歴等に関する「取引情報」

④会員が申告した会員の年収 (世帯年収を含む。)、資産、負債等、当社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」

⑤電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報

⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁氣的または光学的媒体等に記録したもの）

（２） 会員は、当社が本契約を行う者が会員本人に相違ないかを確認するため運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認すること（写しの入手を含む。）、または当社が住民票の写し等を徴求すること（本契約締結後に住所確認を行う場合を含む。）に同意します。

（３） 会員は、当社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。

（４） 当社は、個人情報等を、契約終了後５年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

第２条（個人情報の与信関連業務以外の利用・提供の同意）

（１） 会員は、当社が、当社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他当社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第１条（１）①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。

② 市場調査、商品開発のために利用する場合。

③ 書面やその他媒体（電話を含む。）による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、当社の具体的な事業内容については、当社のホームページに掲載しております。

（２） 会員は、当社が、当社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第１条（１）①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

（３） 提携カードの場合、会員は、提携会社が、（１）①乃至③の目的のため、および提携会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて当該企業の広告宣伝、販売促進活動を実施するために、当社が提携会社に対して、第１条（１）①、②の個人情報を提供することに同意します。また、当社が提携会社の委託を受けて、提携会社が周知している情報を集約して提示することに同意します。

第３条（SBI 新生銀行グループにおける共同利用）

会員は、当社が、株式会社 SBI 新生銀行（以下「SBI 新生銀行」といいます。）およびそのグループ企業（以下 SBI 新生銀行と併せて「SBI 新生銀行グループ」といいます。）のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第１条（１）①乃至④の個人情報（ただし、次条の個人信用情報機関から取得した個人情報を除く。）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報（取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情

報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。

- ①会員への SBI 新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- ②会員が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
- ③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
- ④SBI 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理 および適切な経営管理のため

※当該共同利用に関する個人情報の管理については、SBI 新生銀行が責任を有するものとします。

SBI 新生銀行の住所・代表者はこちら会社概要 | SBI 新生銀行について | 企業・IR | SBI 新生銀行 sbi.shinseibank.co.jp

※SBI 新生銀行グループとは、SBI 新生銀行、ならびに SBI 新生銀行の有価証券報告書等に記載する SBI 新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

第4条(信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供)

1. 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

- ①当社は、会員の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(注)およびこれと提携する信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます。)に提供し、会員に関する信用情報(3.(1)に定める情報をいいます。以下同じ。)をこれら信用情報機関に照会します。

- ②上記①の照会により、これら信用情報機関に会員および当該会員の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

(注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」といいます。)に提供することを業とするものをいいます。

2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

- ①当社は、会員に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、3.に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報	提供先：株式会社シー・アイ・シー
本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実中に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年以内

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

a.株式会社シー・アイ・シー

会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。

申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。

3. 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意

会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

（1）信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①上記2. ①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

②信用情報機関が収集した①以外の情報

③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

（2）信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

（3）信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（（1）①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（（1）①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関

（1）当社が加盟する信用情報機関の名称等当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

名称：株式会社シー・アイ・シー（略称C I C）※割賦販売法および貸金業法に基づく指定

信用情報機関

電話番号：0570-666-414 URL：<https://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。（2）提携信用情報機関の名称等提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

①名称：株式会社日本信用情報機構（略称 J I C C）

電話番号：0570-055-955 URL：<https://www.jicc.co.jp>

②名称：全国銀行個人信用情報センター（略称 K S C）

電話番号：03-3214-5020 URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第5条（個人情報の預託等の同意）

（1） 会員は、当社が事務処理（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条（1）により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。

（2） 会員は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む。）をする場合、第1条（1）①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

①名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号

②名称：アルファ債権回収株式会社

住所：〒104-0033 東京都中央区新川一丁目28番23号 東京ダイヤビルディング5号館

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

（1） 会員は、当社および第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。

①当社に開示を求める場合には、第11条に記載の窓口または各センター等にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページに掲載しております。

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。

- (2) 前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本規約不同意の場合の措置）

会員は、会員が本契約において必要な記載事項（カード申込書面で記載すべき事項）の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社が本契約を拒否する可能性があることに同意するものとします。

第8条（利用停止の申出）

第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を利用、提供している場合であっても、会員が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社は、それ以降の当該当該目的での利用を停止する措置を取るものとします。ただし、当社が送付する「ご利用明細書」等に同封する封入物の送付停止の申出はできないものとします。

第9条（契約が不成立の場合の同意）

会員は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、会員の返済または支払能力・返済能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条（条項の変更）

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条（個人情報に関する問い合わせ窓口）

個人情報については、コンプライアンス部が責任部署となります。なお、個人情報の開示・削除・訂正に関する請求窓口および個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

住 所：吹田市豊津町9番1号 EDGE 江坂

担当部署：株式会社アプラス お客様相談室

電話番号：0570-001-770

URL：<https://www.aplus.co.jp/>

[相談窓口]

本規約についてのお問い合わせ、ご相談は、下記株式会社アプラスまでおたずねください。

株式会社アプラス（登録番号）近畿財務局長（6） 第00810号

所在地・電話番号〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

0570-008-789（有料）

※国際電話、IP 電話をご利用の場合は、03-5819-5870または06-6368-7254におかけください。

〔規約 202601 版/同意 202507 版〕 563-0090